⑷　退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年６月21日法律第83号）附則第15条第３項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第16条第２項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年８月８日法律第182号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。

⑸　役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

３．健康保険法第160条の２の準備金の計上基準

健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、健康保険法施行令（大正15年６月30日勅令第243号）第46条に定める基準により、計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

５．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅲ　追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

Ⅳ　貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額　2,726,394,284円

Ⅴ　損益計算書関係

該当事項は、ありません。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	302,331,274,638円
資金期末残高	302,331,274,638円

Ⅶ　金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年６月30日勅令第243号）第１条に定める金融商品に限定し、資金調達については、銀行からの借入により行っております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金の使途は短期運転資金であり、厚生労働大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。また、リース取引は、設備投資等に係るものです。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	302,331,274,638	302,331,274,638	—
⑵　未収入金	291,835,527,362		
貸倒引当金	△　4,656,816,630		
	287,178,710,732	287,178,710,732	—
⑶　被保険者貸付金	456,147,537	456,147,537	—
資産計	589,966,132,907	589,966,132,907	—
⑴　未払金（＊１）	520,472,593,940	520,472,593,940	—
⑵　長期未払金（＊１）	166,250,000	174,185,426	7,935,426
⑶　リース債務	838,003,960	842,908,583	4,904,623
負債計	521,476,847,900	521,489,687,949	12,840,049

（＊１）　貸借対照表上の未払金に含まれている割賦元金105,000,000円は、⑵長期未払金に含めて記載しております。

㈱１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

⑶　被保険者貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

⑴　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　長期未払金、⑶　リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。